本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令（政令第三四七号）
（内閣府本府）
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を平成二八年一一月一二日とすることとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第三四八号）（警察庁）
1　沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第三四九号）（厚生労働省）
一　社会福祉法施行令の一部改正関係
1　会計監査人を置かなければならない特定社会福祉法人の基準等を定めることとした。（第一条関係）
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を準用する場合において必要な技術的読替えを定めることとした。（第一条関係）
二　組合等登記令の一部改正関係
組合等登記令に基づく社会福祉法人等による資産の総額の変更の登記の期限を改めることとした。（第二条関係）
三　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係
社会福祉法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）
四　その他所要の規定の整備を行うこととした。
五　施行期日等
1　この政令の施行に関し、その他必要な経過措置を定めることとした。（第四条並びに附則第二項及び第三項関係）
2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

政令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日は、平成二十八年十一月十二日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十八号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二沖縄県の項中「二、六四一人」を「二、七四一人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十九号

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第十条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第三条）
第二章　経過措置（第四条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「第二十六条の二」を「第二十七条」に改め、同条第一号中「理事、監事、評議員」を「評議員、理事、監事」に改める。

第十三条の二の次に次の十七条を加える。

（特定社会福祉法人等の基準）

第十三条の三　法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一　最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合に